

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第4号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（費用の負担）</p> <p>第6条 事業に要する費用は、<u>次に掲げるもの</u>をもって充てるほか、事業を施行する鳥取県（以下「施行者」という。）が負担する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>法第121条及び道路整備費の財源等の特例に関する法律</u>（昭和33年法律第34号）第4条の規定による国庫補助金</p>	<p>（費用の負担）</p> <p>第6条 事業に要する費用は、<u>次の各号に掲げるもの</u>をもって充てるほか、事業を施行する鳥取県（以下「施行者」という。）が負担する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 法第121条及び<u>道路整備緊急措置法</u>（昭和33年法律第34号）第4条の規定による国庫補助金</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。